# 政　令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百八十七号**

## 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の施行に伴い、及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第三条第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者（雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者をいう。）に係る雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第九条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十八条第一項」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下この条において「臨時特例法」という。）第三条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」と、「当該各号に定める日数」とあるのは「当該各号に定める日数（臨時特例法第三条第一項の規定による基本手当の支給にあつては、同条第二項に規定する日数）」と、同条第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「臨時特例法第三条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「臨時特例法第三条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第一項」と、「法の規定」とあるのは「法又は臨時特例法の規定」とする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百八十八号**

## 雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第十四条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（法附則第十四条の二第二項の国庫が負担する額の算定方法）

**第五条**　法附則第十四条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、令和二年度及び令和三年度の各年度において、次の各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条に規定する事業　当該年度において中小事業主が休業させた者に支給された同条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下この項において「休業支援金」という。）について、当該休業支援金を受けた者ごとに当該休業支援金の一日当たりの支給の額から基準額（法第十七条第四項第二号ロに定める額（その額が法第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該支給の対象となつた日数を乗じて得た額を合算した額

二　前号に掲げる事業を実施する期間において実施する法第六十二条第一項第一号に掲げる事業　当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業に係る助成その他の厚生労働省令で定める助成であつて、休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となつた被保険者一人一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該助成の対象となつた日数を乗じて得た額を合算した額

三　第一号に掲げる事業を実施する期間において実施する法第六十二条第一項第六号に掲げる事業（法附則第十四条の二第二項に規定するものに限る。）　当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となつた被保険者各人の一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該被保険者に係る助成の対象となつた日数を乗じて得た額を合算した額

2　前項の中小事業主とは、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。

3　前二項に定めるもののほか、法附則第十四条の二第二項の規定により国庫が負担する額の算定方法について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三